

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

1 日時 平成27年2月10日（火）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

岩谷直子（家），太田宜邦（地），大矢奈美（家），小野洋一（地家），葛西 聡（地），佐藤恵子（地家），須藤一夫（地家），高木勝己（家），田中一彦（地），田中宏幸（地家），沼田桃子（家），能代谷潤治（家），林 博美（地），宮田和歌子（家），若山恵佐雄（地家）

(2) 説明者

鎌倉正和刑事部総括判事，小野和夫地裁事務局長，田川二照家裁事務局長，小野光廣刑事首席書記官，鈴木憲治首席家裁調査官，佐藤善雄次席家裁調査官，岸浪宏治地裁事務局次長，石山義人家裁事務局次長，古関公衛刑事訟廷管理官

4 議事

(1) 開会

(2) 小野委員長挨拶

(3) 新委員の紹介（敬称略）

松倉宏樹，太田宜邦，宮田和歌子，沼田桃子，大矢奈美

(4) 協議テーマ

ア 裁判員制度について

イ 家事事件における子の意思の把握について

(5) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

ア 裁判員制度について

- 裁判員制度について、配布資料を引用しながら、制度の概要、裁判員候補者の出席率の状況等を説明した。
- ◎ 全国的に裁判員裁判への出席率が低下してきており、意識調査においても出席したくないという方が8割を超えているという状況で、国民の関心が薄れてきているという分析もあるとの説明でしたが、皆さんや周囲の方の関心の度合いはいかがでしょうか。
- 「裁判員裁判に選ばれたらどうする」といった会話をしたときに、「幸いにしてまだ選ばれていません」という言い方をする人がいたが、この「幸い」という言葉が全てを表しているのではないか。
- 報道ではマイナスイメージが先行していると思う。これまでは、漠然と制度自体が分からなくて不安を感じていたものが、裁判所でケア等を行っているとは思いますが、裁判員が気を失うといったことが報道されたことで、不安の内容が変化してきているのではないか。
- ◎ 裁判所内部では心のケアをしていかなければならないと認識しているが、その取組がまだ十分に国民に伝わっていないものと思われる。
- 裁判員が一番ショックを受けるのは遺体の写真を見る時ではないかと思うが、写真を証拠として取り調べる必要があるのかという点を十分精査している。必要だとしても、イラストや他の手段で代替できないか検討している。このようなことを国民に発信もしているが、それが伝わっているかという点ではまだ十分ではないと感じている。
- 出席率が低下しているとのことであるが、これが、将来的にどのような問題を引き起こすのか。
- 裁判員裁判は、広く国民の意見を反映させることを目的とする手続であり、裁判員候補者に選ばれても裁判所に来ない人が多くなると、この目的が達成できない。

また、裁判員選任期日では裁判員6人を選任するほか、多くの事件で補

充裁判員として2人を選任している。このほかに、検察官と弁護士それぞれが理由を示さずに不選任請求できることや、期日において辞退事由があると申し出て、それが法律の要件に該当する人については辞退を認めなくてはならないということも勘案すると、最低限二十数人に裁判所に来ていただかなくては裁判員等の選任ができない可能性がある。裁判員選任期日当日に欠席者が多くなると、あらかじめ更に多くの裁判員候補者に選任期日に来ていただくよう声がけしておかなければならなくなるということもある。

- 青森の出席率の低下要因を挙げていたが、交通アクセスの問題も考えられる。裁判員候補者を送迎する等の具体的な対策は考えているのか。

職業については、青森は第一次産業従事者が多く、なかなか休暇が取れないといった実情もあるのではないか。

- 交通アクセスの悪さに対応するために送迎をするということは現実的に難しいが、交通アクセスが更に悪化する冬期間は、裁判員裁判の期日指定上、一定の配慮をするということも考えられる。

なお、実際の選任期日では、遠方から来られる方のことも考慮して、午後に選任期日を開くこととしている。

- 最近、裁判員裁判の判決が上級審で覆されることがあったが、その意味がよく分からないと、何のために一般市民に裁判員裁判に参加してもらったのかということになる。

裁判員を経験して得られるメリットもたくさんあると思うので、このあたりを丁寧に広報していく必要がある。

- 一審の裁判員裁判の判決を覆した事例として、最近では東京高裁の例と最高裁の例があるが、このような事例が、国民の方からは、裁判員制度の意義がないのではないかと思われて、それが出席率の低下につながるのではないかと御指摘であると思われる。報道による情報ではあるが、東京

高裁の判決は、第一審の裁判員裁判の手続中、裁判官のみで行った手続に誤りがあったとしており、裁判員裁判の判断を誤りとしたものではないと
のことである。そして、裁判官のみで構成する高裁が独自に量刑を決めて
しまうことは、国民の視点や感覚を裁判に反映させるために導入された裁
判員制度の趣旨に反することになるため、審理を地裁に差し戻し、もう一
度裁判員裁判で審理させることにしたとのことである。そうであれば、こ
の高裁判決は、裁判員制度の意義を否定するものではないと考える。

また、最高裁の判決についても、補足意見を簡単に要約すると、裁判員
や裁判官が過去の判例の傾向を踏まえて議論した結果、本件はこのように
考えて判決したと、その理由をしっかりと書いてくださいと言っているの
で、裁判員裁判の意義を否定したものではないと考えている。

- 年間の出席率の推移の説明で、1月、2月に行われる裁判員裁判は、使
用期間の終わりの時期の名簿から選任することになり、名簿の使用率が高
くなるので出席率が低下するとのことであったが、名簿の更新時期はいつ
か。
- 名簿の更新時期は1月である。青森では、選任期日の約7週間前には裁
判員候補者に通知書を送付するが、通知書を送付する時点の名簿を使用す
るため、1月、2月に裁判所にお越しいただく裁判員候補者は前年11月、
12月頃の使用率の高い名簿から選ぶこととなるので必然的に出席率は低
下する。
- 裁判員候補者の居住エリアは県内全域なのか。
- 県内の裁判員裁判は青森地裁のみで行っているため、裁判員候補者も県
内全域からお越しいただいている。
- 辞退する人数が年々増加しているが、事業を理由とする辞退事由以外に
はどのようなものがあるのか。これを検討することが出席率の低下を防ぐ
ことにつながるのではないか。

- 事業を理由とする辞退事由の他には、病気、介護、妊娠中の方、配偶者の病気、出産、住所が裁判所の管轄区域外等がある。

実際に辞退する方で一番多いのは、70歳以上であることを理由としたものである。

- 70歳以上の方のように、裁判員候補者名簿に最初から辞退される方が載っていることに問題があるのではないか。

- 法律で、裁判員候補者は、選挙人名簿の中から無作為に選ぶことと定められており、裁判員候補者名簿に登載された後に、辞退の申出をした方が法律で定められている辞退事由に該当する場合には辞退できるということになっている。

- ◎ 広報の在り方についても説明がありましたが、このようにしたら効果的な広報ができるのではないかといいた御意見はございますか。

- 広報の方法として、ホームページに掲載することも考えられるが、ネットを利用するのは若い人が多く、さらに、興味のある人しかアクセスしないので、テレビや新聞等の方がベターではないか。聞いた話では、専業主婦は新聞の付録の冊子をよく見ているそうなので、そういったものに裁判員経験者の生の声を掲載する等して、メディアをフルに活用する必要があるのではないか。

消費生活センターでは、詐欺被害防止を啓発するために出前講座を行っているが、集まった方にしか伝えられないので、それを広げていかなければならないとの課題もある。

- ◎ 出前講座は、どのような所に行っておられますか。

- 詐欺被害は高齢者が多いため、高齢者の所が中心となる。年2回情報誌を発行して県内の全ての包括支援センター等に送付しているが、それと一緒に出前講座のパンフレットと申込書を同封している。出前講座は寸劇も交えたりして大変好評をいただいて、それが口コミで広がっている。

- ◎ 大学の学生等の若い人に裁判員制度を広めていく方法として、何か考えられるものはございますか。
- 大学生になると、逆に余り興味を示さないことがあるのではないかと思います。これから先の人を育てるという中期的な視野に立つのであれば、子どもの頃から高校生までの間に教育する必要があるのではないかと。出前講座も大学ではなく、高校の文化祭等のイベントの際にちょくちょく顔を出してはどうか。回数をこなすうちに、効果が出てくるのではないかと。
- 若い人を対象としたイベントで、参加者に裁判員役や検察官役をやってもらって模擬裁判員裁判を行ってはどうか。

イ 家事事件における子の意思の把握について

- 家事事件における子の意思の把握について、配布資料に基づき、手続の概要や子の意思の把握の方法等を説明したほか、手続案内用のDVDを視聴してもらった。
- ◎ 子の意思の把握についてDVDを御覧いただきましたが、子どもを抱えた離婚調停の当事者に見ていただきますと、「現実的でない」と批判する方もいれば、「見てよかった」と肯定的な意見を言う方もいらっしゃいます。そこで、子の意思の把握や面会交流が重要であるという趣旨がDVDから皆様に伝わったかという観点で御意見をお聞かせください。
- とてもインパクトが強いが、子どもの心理を非常に的確に捉えていると思う。

離婚調停等の当事者に対し、子どもへのダメージを最小限にして次に進めるためには、養育費や面会交流等の離婚後のことを考える必要性があること、それを理解してもらい、円満に解決するためにDVDを活用することが必要だと感じた。

- 面会交流事件の申立件数が増加しているとのことであったが、成立と不

成立の割合はどうなっているか。

□ 正確な数値は持ち合わせていないが、青森家裁は全国的に見て成立する割合が高い方だと思う。ただ、離婚後に養育費や面会交流の調停を申し立てるケースがあるので、離婚時に積み残した部分を後で話し合っているという面もある。

○ 調停委員としての経験上、母親が子どもを連れて別居してから離婚調停を申し立てるケースが多い。実際に、親は子どもの前で相手のことをかなり悪く言っているケースが多く、子どもも親に気を遣って相手のことを悪く言うこともあり、子どもの真意を計りかねることもある。

調停の席で、両親に子どものことを聞くと、全く逆のことを言っていることもある。調査官が面談で子の意思を確認する際は、親が子どもには相手のことを悪く言わないようにさせることから始めてほしいと感じている。親が子どもに何か吹き込むことによって子の本当の意思は把握できなくなると考える。

◎ 調停委員として、このDVDを見たという当事者を担当したことはありますか。

○ 1回くらいはあったと思う。これまでは面会交流を余りしたくないという母親が多かったが、父親に会わせないといけないという意識に変わってきていると思う。

◎ 児童室を使って試行的面会交流を行っているとの説明がありましたが、その方法について、何か御意見がありましたらお聞かせください。

○ 母親は父親のことを悪く言っているけども、試行的面会交流の場面における子どもの行動で父親との関係性が分かることもあるので、積極的に活用していただきたい。

(6) 次回開催期日及びテーマ

平成27年7月16日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは，地方裁判所委員会が「不動産競売手続について」，家庭裁判所委員会が「家事調停の充実について」とする。

(7) 閉会